

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年11月30日
【中間会計期間】	第13期中（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）
【会社名】	株式会社 一六堂
【英訳名】	ICHIROKUDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柚原 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目8番9号
【電話番号】	03-3510-6116
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大木 貞宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目8番9号
【電話番号】	03-3510-6116
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大木 貞宏
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目3番17号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自平成16年 9月1日 至平成17年 2月28日	自平成17年 9月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成16年 9月1日 至平成17年 8月31日	自平成17年 9月1日 至平成18年 2月28日
売上高 (千円)	1,221,287	-	1,987,189	2,744,561	1,729,422
経常利益 (千円)	114,726	-	246,753	303,785	189,218
中間(当期)純利益 (千円)	59,287	-	127,820	159,300	99,046
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	115,760	-	1,160,561	364,385	1,160,561
発行済株式総数 (株)	17,136	-	86,544	19,386	86,544
純資産額 (千円)	274,293	-	2,835,224	1,016,006	2,707,404
総資産額 (千円)	1,918,821	-	4,324,138	2,598,589	4,222,058
1株当たり純資産額 (円)	16,006.83	-	32,760.50	52,409.27	31,283.56
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	3,524.20	-	1,476.94	8,899.98	1,265.93
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	1,317.19	7,838.83	1,186.39
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.3	-	65.6	39.1	64.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	91,188	-	292,878	370,566	144,741
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	206,699	-	447,142	431,288	318,500
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	70,410	-	137,972	555,286	1,544,484
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	150,606	-	1,768,762	690,272	2,060,998
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	64 (251)	- (-)	98 (365)	92 (248)	94 (312)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 1株当たり中間(当期)純利益金額については、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

4. 第11期中の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場のため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員は()内に外数で記載しております。

6. 第12期は、決算期変更により平成17年9月1日から平成18年2月28日までの6ヶ月間となっております。

7. 第12期は、決算期変更により半期報告書を作成していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成18年8月31日現在

従業員数(人)	98(365)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、当中間会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業の業績は回復基調にあるものの、先行きの不透明感から、個人消費は相変わらず低迷を続けております。

外食産業におきましては、既存店売上高に持ち直しの傾向が見られるものの、出店競争や業界の垣根を越えた競争が続く中、BSE（狂牛病）や鳥インフルエンザに起因する「食の安全」問題も高まり、厳しい経営環境で推移しました。

このような状況の中で、当社は既存店の売上が昨年を上回る推移を見せ、収益力の増強を図るべく主力業態の一つである「天地旬鮮 八吉」を中心に店舗展開し、八重洲 二の丸店、横浜西口店、大宮西口店の3店舗を出店致しました。

以上の結果、当中間会計期間末の総店舗数は28店舗となり、売上高は1,987,189千円、経常利益は246,753千円、当期純利益は127,820千円となりました。

なお、平成18年2月は決算期変更に伴う6ヶ月決算であったため、前中間会計期間はありません。したがって、前中間会計期間との比較は行っておりません。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、「天地旬鮮 八吉」の出店に伴う有形固定資産の取得による支出等がありましたが、税引前中間純利益が246,525千円計上され、当中間会計期間末には1,768,762千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は292,878千円となりました。

これは主に、税引前中間純利益が246,525千円計上され、減価償却費が92,565千円あり、たな卸資産が7,668千円減少があったものの法人税等の支払額が95,839千円あったこと等を反映したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は447,142千円となりました。

これは主に、「天地旬鮮 八吉」の出店に伴う固定資産の取得による支出が236,187千円あったこと、及び敷金保証金の差入による支出が210,183千円あったこと等を反映したものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は137,972千円となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出が109,654千円あったこと、及び割賦債務返済による支出が28,318千円あったこと等を反映したものであります。

2【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前年同期比(%)
アルコール・飲料 (千円)	204,491	-
食材 (千円)	340,596	-
鮮魚 (千円)	102,494	-
その他 (千円)	238,102	-
合計 (千円)	545,087	-

(注) 1. 金額は仕入価額によって表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 平成18年2月期については中間決算を行っていないため、当中間会計期間における前年同期比については記載しておりません。

(2) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を業態別に示すと、次のとおりであります。

業態別	当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前年同期比(%)
飲食事業 (千円)	1,928,849	-
五大陸 (千円)	539,025	-
天地旬鮮 八吉 (千円)	1,200,755	-
その他 (千円)	189,067	-
商品卸売事業 (千円)	22,891	-
その他事業 (千円)	35,448	-
ライセンス販売 (千円)	8,500	-
その他 (千円)	26,948	-
合計 (千円)	1,987,189	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成18年2月期については中間決算を行っていないため、当中間会計期間における前年同期比については記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は次のとおりであります。

当社が属する居酒屋業界は、参入障壁が比較的低いこともあり新規参入が多い半面、退出も少なくなく、新陳代謝が激しいのが現状であります。近年では、台頭目覚ましい新興勢力のチェーン店の拡大により、既存の大手フランチャイズ・チェーンや従来一杯飲み屋型の居酒屋との競争が激化しております。

こうした中で当社は、「本物の食文化の提供」という企業理念のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に顕在化させ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでいく方針であります。

競争力について

当社は、競争激化に伴う低価格化に対しましては、買参権をフルに活用した比較優位の食材、物流コスト低減効果など内部環境の強みを武器に競争力を強化する方針であります。これによって居酒屋市場が縮小するというアゲインストの風が吹く環境の中でも、収益の持続的拡大に繋げる方針であります。

出店について

当社は、平成18年9月1日付で株式会社エムアイフードシステム（以下MIF）、株式会社ジェイエフピー（以下JFP）及び有限会社カヨミ食品の株式を100%取得し子会社化いたしました。このうち、MIFとJFPが東京都内の好立地に19店舗の飲食店を所有しております。当社は、先行き「天地旬鮮 八吉」の出店を加速させることで収益力を強化拡充する方針でありましたが、連結ベースで19店舗増加したこともあり、当事業年度は出店を抑え、子会社が所有する店舗を、当社が開発し好評をいただいている業態へ変更すること等により、連結ベースで収益力を強化拡充していく方針であります。

新規事業の展開について

当社は、飲食事業が主力であります。商品卸売事業並びにライセンス販売及び賃貸料収入等を総括したその他事業があります。総売上高に占める割合は、平成18年8月中間会計期間末において、飲食事業が97.1%、商品卸売事業が1.2%、その他事業が1.7%となっております。

今後も、主力の飲食事業を核としつつ、その周辺分野への取組み等を積極的に展開する方針であります。また、買参権で仕入れた鮮魚、有機野菜、その他高級食材を取り揃える小売店を新設し、小売事業にも進出する予定であります。

人材の確保と有効活用について

当社は、接客サービスに優れた人材を積極的に採用し、ビジネスチャンスを着実に収益成長に繋げる方針であります。採用に際しましては、綿密な人員計画の策定、パート・アルバイトなど柔軟な雇用形態の利用及び人事制度の刷新等に取り組むことで、社員数の増加に伴う人件費の増加が収益を圧迫する度合いをできるだけ少なくする方針であります。

内部統制の強化について

当社は、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に基づき取締役会で「内部統制システム」を定め、開示しております。当該「内部統制システム」に基づき内部監査等を厳格に実施しております。また、当事業年度より当社は会社法上の大会社に該当することとなりましたので、平成18年5月30日開催の当社第12回定時株主総会において、監査役を1名増員し、監査役を3名とし監査役会が設置されております。その他、平成18年9月11日開催の取締役会において、独立の内部監査部門を設置することが決議されました。当該内部監査部門は、平成18年10月1日より稼働することとなります。これにより内部統制が一層強化され、より厳格なコーポレート・ガバナンスを実現できると考えております。

事業基盤について

当社は、経営管理体制の向上や財務体質の強化に注力し、事業基盤の安定と充実を図り、先行き更なる業容の拡大と飛躍に繋げる必要があると考えております。

4【経営上の重要な契約等】

当会計期間中において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契 約 先	契約年月日	契約の内容				譲渡予定日
後藤弘行 後藤利美子	平成18年 8月16日	株式譲渡基本合意書				平成18年 9月 1日
		商 号	売買株式数	買受予定金額	所有割合	
		株式会社 エムアイフードシ ステム	200株	43,000,000円	100%	
		株式会社 ジェイエフピー	400株	7,000,000円	100%	
有限会社 カユミ食品	60株	1円	100%			

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、以下の設備を新たに取得しております。

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
			建物	工具器具及び備品	合計	
天地旬鮮 八吉 八重洲 二の丸店 (東京都中央区)	飲食事業	店舗設備等	27,553	6,164	33,718	3(4)
天地旬鮮 八吉 大宮西口店 (埼玉県さいたま市)	飲食事業	店舗設備等	33,224	11,340	44,564	3(9)
天地旬鮮 八吉 横浜西口店 (神奈川県横浜市)	飲食事業	店舗設備等	100,833	29,405	130,238	7(9)

(注)1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます)は、()内に外数で記載しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前事業年度に計画しておりました、小売店「ザ・ホールセールズ・マーケット」が一部を他社に転借し、工事着工の遅れにより、平成18年10月4日より営業を開始しております。

(2) 当中間会計期間において、新たに重要な設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (席)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
天地旬鮮 八吉 新橋店 (東京都港区)	店舗設営	67,000	4,022	自己資金	平成18年8月	平成18年10月	80
天地旬鮮 八吉 新宿ワシントンホ テル店 (東京都新宿区)	店舗設営	250,000	8,560	自己資金	平成18年8月	平成18年11月	218
焼肉 五莉 新宿ワシントンホ テル店 (東京都新宿区)	店舗設営						92

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	310,000
計	310,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成18年11月30日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	86,544	86,544	名古屋証券取引所 (セントレックス)	-
計	86,544	86,544	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成18年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年8月26日臨時株主総会において特別決議された第1回新株予約権の状況

	中間会計期間末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,383個	2,383個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,532株	9,532株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき2,500円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日から 平成26年8月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 2,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みにに関する事項		

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げます。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行（商法等の一部を改正する法律（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株あたり払込金額は1株あたり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとします。また、新株予約権者のうち、当社の取引先については、権利行使時においても、当社と取引関係を有するものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定められております。

4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができます。
- (2) 新株予約権者が、上記3(1)(2)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できます。
- (3) その他の消却事由および消却条件については、平成16年8月26日開催の臨時株主総会決議および同日開催の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成17年8月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 提出日の前月末現在1名退職により、新株予約権が10個失権しております。

平成16年8月26日臨時株主総会において特別決議された第2回新株予約権の状況

	中間会計期間末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数(個)	60個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240株	240株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき2,500円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日から 平成26年8月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 2,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みにに関する事項		

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げます。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行(商法等の一部を改正する法律(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株あたり払込金額は1株あたり処分価額と読み替えるものとする。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとします。また、新株予約権者のうち、当社の取引先については、権利行使時においても、当社と取引関係を有するものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定められております。

4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができます。
- (2) 新株予約権者が、上記3(1)(2)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できます。
- (3) その他の消却事由および消却条件については、平成16年8月26日開催の臨時株主総会決議および同日開催の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成17年8月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 提出日の前月末現在1名退職により、新株予約権が4個失権しております。

平成16年8月26日臨時株主総会において特別決議された第3回新株予約権の状況

	中間会計期間末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数	219個	215個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	876株	860株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,500円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日から 平成26年8月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,500円 資本組入額 1,250円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げます。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行（商法等の一部を改正する法律（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとします。また、新株予約権者のうち、当社の取引先については、権利行使時においても、当社と取引関係を有するものとします。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとします。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定められております。
4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりであります。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができます。
 - (2) 新株予約権者が、上記3(1)(2)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できます。
 - (3) その他の消却事由及び消却条件については、平成16年8月26日開催の臨時株主総会決議及び平成17年8月15日開催の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成17年8月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 提出日の前月末現在22名退職により、新株予約権が28個失権しております。

平成17年11月29日第11回定時株主総会において特別決議された第4回新株予約権の状況

	中間会計期間末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数	613個	597個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	613株	597株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 179,864円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月30日から 平成27年11月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179,864円 資本組入額 89,932円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数は、これを切り上げる。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員及び従業員に準ずる地位にあることを要す。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- (3) その他の権利行使の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定められている。

4. 新株予約権の消却事由及び消却の条件は、次のとおりである。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が、上記3に定める条件を満たさなくなったときは、新株予約権を無償で消却することができる。
- (3) その他の消却事由及び消却条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定められている。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成17年8月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年10月20日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 提出日の前月末現在9名退職により、新株予約権が42個失権しております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年3月1日～ 平成18年8月31日	-	86,544	-	1,160,561	-	1,219,751

(4) 【大株主の状況】

平成18年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
袖原 洋一	東京都江東区	52,200	60.32
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	3,012	3.48
城野 親徳	東京都港区	2,139	2.47
コメルツバンク(サウスイーストアジア)リミテッド (常任代理任 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	8 SHENTON WAY, HEX 36-01 TEMASEK TOWER SINGAPORE 068811 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,676	1.94
有限会社STアドバイザー	埼玉県さいたま市大宮区大成町1丁目212-3	1,400	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	861	0.99
有限会社佐藤総合企画	東京都千代田区内幸町1丁目1-7 大和生命ビル5階	757	0.87
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄3丁目3-17	658	0.76
大木 貞宏	東京都葛飾区	600	0.69
松井証券株式会社(一般信用口)	東京都千代田区麹町1丁目4	588	0.68
計	-	63,891	73.82

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,544	86,544	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	86,544	-	-
総株主の議決権	-	86,544	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が103株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数103個が含まれております。

【自己株式等】

平成18年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年3月	平成18年4月	平成18年5月	平成18年6月	平成18年7月	平成18年8月
最高(円)	191,000	188,000	174,000	161,000	134,000	148,000
最低(円)	168,000	164,000	155,000	129,000	95,000	95,000

(注)最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、当中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成17年11月29日開催の第11回定時株主総会における定款の一部変更に基づき決算期を8月31日から2月28日に変更いたしました。従って前事業年度は平成17年9月1日から平成18年2月28日までの6ヶ月決算となったため、中間財務諸表を作成しておりませんので前中間会計期間の記載を省略しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.14%
売上高基準	0.19%
利益基準	0.24%
利益剰余金基準	-0.91%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年8月31日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成18年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金		1,807,768		2,087,003	
2. 売掛金		67,086		47,608	
3. たな卸資産		58,222		65,890	
4. その他		83,695		77,438	
流動資産合計		2,016,733	46.6	2,277,941	54.0
固定資産					
(1)有形固定資産	2				
1. 建物	1	839,738		733,137	
2. 土地	1	555,497		555,497	
3. その他	1	183,114		129,348	
有形固定資産合計		1,578,350	36.5	1,417,983	33.6
(2)無形固定資産					
無形固定資産合計		7,386	0.2	3,011	0.0
(3)投資その他の資産					
1. 敷金保証金	1	680,028		476,483	
2. その他		41,599		46,638	
投資その他の資産合計		721,628	16.7	523,121	12.4
固定資産合計		2,307,364	53.4	1,944,166	46.0
資産合計		4,324,138	100.0	4,222,058	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年8月31日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成18年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金		108,010		76,381	
2. 1年内返済予定長期借入金	1	209,287		213,375	
3. 未払金		111,501		86,456	
4. その他	3	215,820		173,889	
流動負債合計		644,619	14.9	550,103	13.0
固定負債					
1. 長期借入金	1	769,249		874,815	
2. 長期未払金		38,388		60,273	
3. その他		36,656		29,461	
固定負債合計		844,294	19.5	964,550	22.9
負債合計		1,488,913	34.4	1,514,653	35.9

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成18年8月31日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成18年2月28日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	
(資本の部)						
資本金			-		1,160,561	27.5
資本剰余金						
1. 資本準備金		-		1,219,751		
資本剰余金合計			-	-	1,219,751	28.9
利益剰余金						
1. 利益準備金		-		370		
2. 中間(当期)未処分利益		-		326,722		
利益剰余金合計			-	-	327,092	7.7
資本合計			-	-	2,707,404	64.1
負債資本合計			-	-	4,222,058	100.0
(純資産の部)						
株主資本						
1. 資本金			1,160,561	26.8	-	-
2. 資本剰余金		1,219,751			-	
(1) 資本準備金			1,219,751	28.2	-	-
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金		370			-	
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		454,542			-	
利益剰余金合計			454,912	10.5	-	-
株主資本合計			2,835,224		-	
純資産合計			2,835,224	65.6	-	-
負債純資産合計			4,324,138	100.0	-	-

(注) 記載金額は千円単位未満を切捨てて表示しております。

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月31日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成17年 9月 1日 至 平成18年 2月28日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			1,987,189	100.0	1,729,422	100.0	
売上原価			552,493	27.8	473,258	27.4	
売上総利益			1,434,695	72.2	1,256,163	72.6	
販売費及び一般管理費			1,193,724	60.1	1,058,755	61.2	
営業利益			240,971	12.1	197,408	11.4	
営業外収益	1		15,611	0.8	15,633	0.9	
営業外費用	2		9,830	0.5	23,823	1.4	
経常利益			246,753	12.4	189,218	10.9	
特別利益			-	-	2,329	0.1	
特別損失	4		227	0.0	97	0.0	
税引前中間(当期)純利益			246,525	12.4	191,450	11.0	
法人税、住民税及び事業税		120,169			89,335		
法人税等調整額		1,463	118,705	6.0	3,068	92,404	5.3
中間(当期)純利益			127,820	6.4	99,046	5.7	
前期繰越利益			-		227,676		
中間(当期)未処分利益			-		326,722		

(注) 記載金額は千円単位未満を切捨てて表示しております。

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成18年2月28日残高 (千円)	1,160,561	1,219,751	370	326,722	327,092	2,707,404	2,707,404
中間純利益(千円)				127,820	127,820	127,820	127,820
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	-	-	-	127,820	127,820	127,820	127,820
平成18年8月31日残高 (千円)	1,160,561	1,219,751	370	454,542	454,912	2,835,224	2,835,224

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		246,525	191,450
減価償却費		92,565	86,700
新株発行費		-	12,172
固定資産除売却損		227	97
受取利息及び受取配当金		106	110
支払利息		9,236	11,362
売上債権の増加額		19,477	5,201
たな卸資産の増加額 (減少額)		7,668	17,991
仕入債務の増加額 (減少額)		31,628	10,053
未払金の増加額 (減少額)		9,841	117
未払消費税等の増加額		4,653	1,793
その他		14,923	3,595
小計		397,685	266,507
利息及び配当金の受取額		105	110
利息の支払額		9,073	11,559
法人税等の支払額		95,839	110,317
営業活動によるキャッシュ・フロー		292,878	144,741

		当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出		236,187	264,900
投資有価証券の取得による支出		-	4,425
定期積立金の預入による支出		22,000	21,001
定期積立金の払出による収入		12,000	24,000
敷金保証金の差入による支出		210,183	46,475
敷金保証金の回収による収入		2,062	10
短期貸付の純増減額		7,271	5,216
その他		105	492
投資活動によるキャッシュ・フロー		447,142	318,500

		当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入		-	615,000
長期借入金返済による支出		109,654	622,218
割賦債務返済による支出		28,318	28,475
株式発行による収入		-	1,580,179
財務活動によるキャッシュ・フロー		137,972	1,544,484
現金及び現金同等物の増減額		292,236	1,307,725
現金及び現金同等物の期首残高		2,060,998	690,272
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		1,768,762	2,060,998

(注) 記載金額は千円単位未満を切捨てて表示しております。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法を採用しております。	デリバティブ 同左
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品及び貯蔵品 店舗在庫 最終仕入原価法による原価法を採用しております。 倉庫在庫 総平均法による原価法を採用しております。	商品及び貯蔵品 店舗在庫 同左 倉庫在庫 同左 (会計処理方法の変更) 従来たな卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法によっておりましたが、たな卸資産のうち倉庫在庫については、当事業年度から総平均法による原価法に変更いたしました。 この変更は、新規出店による店舗の増加、ライセンス販売の増加等により、回転期間が長い倉庫在庫が増加し、今後もその傾向が継続すると見込まれることから、期間損益計算の一層の適正化を図るために当事業年度より倉庫在庫の受払管理を強化したことによるものであります。 なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

項目	当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)								
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="475 450 807 595"> <tr> <td>建物</td> <td>3～27年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>3～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間(5年)に基づくものであります。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	建物	3～27年	機械及び装置	7年	車両運搬具	2～6年	工具器具及び備品	3～8年	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
建物	3～27年									
機械及び装置	7年									
車両運搬具	2～6年									
工具器具及び備品	3～8年									
5. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>								
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>								
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>								
8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>								

会計処理方法の変更

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は2,835,224千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>固定資産の減損に係る会計基準</p> <p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成18年8月31日)	前事業年度末 (平成18年2月28日)																																
<p>1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">32,096千円</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品)</td> <td style="text-align: right;">231</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">555,497</td> </tr> <tr> <td>敷金保証金</td> <td style="text-align: right;">41,628</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">629,453</td> </tr> </table> <p>(上記に対応する債務)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">115,515千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">591,093</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">706,608</td> </tr> </table>	建物	32,096千円	その他(工具器具及び備品)	231	土地	555,497	敷金保証金	41,628	計	629,453	1年内返済予定長期借入金	115,515千円	長期借入金	591,093	計	706,608	<p>1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">32,919千円</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品)</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">555,497</td> </tr> <tr> <td>敷金保証金</td> <td style="text-align: right;">41,628</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">630,310</td> </tr> </table> <p>(上記に対応する債務)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">119,630千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">649,583</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">769,187</td> </tr> </table>	建物	32,919千円	その他(工具器具及び備品)	265	土地	555,497	敷金保証金	41,628	計	630,310	1年内返済予定長期借入金	119,630千円	長期借入金	649,583	計	769,187
建物	32,096千円																																
その他(工具器具及び備品)	231																																
土地	555,497																																
敷金保証金	41,628																																
計	629,453																																
1年内返済予定長期借入金	115,515千円																																
長期借入金	591,093																																
計	706,608																																
建物	32,919千円																																
その他(工具器具及び備品)	265																																
土地	555,497																																
敷金保証金	41,628																																
計	630,310																																
1年内返済予定長期借入金	119,630千円																																
長期借入金	649,583																																
計	769,187																																
<p>2 有形固定資産減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">521,372千円</p>	<p>2 有形固定資産減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">429,826千円</p>																																
<p>3 消費税等の表示</p> <p>仮受消費税等と仮払消費税等を相殺したうえで、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>3 消費税等の表示</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
1 営業外収益のうち主要なもの 協賛金収入 14,476千円	1 営業外収益のうち主要なもの 協賛金収入 13,333千円
2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 9,236千円	2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 11,362千円 新株発行費 12,172千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 92,565千円 無形固定資産 133千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 86,700千円 無形固定資産 118千円
4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 車両運搬具 227千円	3 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 車両運搬具 55千円 工具器具及び備品 41千円 計 97千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	86,544	-	-	86,544

2 自己株式に関する事項

該当項目はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当項目はありません。

4 配当に関する事項

該当項目はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在) (千円)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年2月28日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,807,768	現金及び預金勘定 2,087,003
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金勘定 5,005	預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金勘定 5,004
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期積立預金勘定 34,001	預け入れ期間が3ヶ月を超える定期積立預金勘定 21,000
現金及び現金同等物 1,768,762	現金及び現金同等物 2,060,998

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)																																																																
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(機械及び装置)</td> <td>47,208</td> <td>23,210</td> <td>23,998</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品)</td> <td>193,261</td> <td>68,519</td> <td>124,742</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>7,060</td> <td>2,036</td> <td>5,024</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>247,530</td> <td>93,766</td> <td>153,764</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">45,261千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">112,586千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">157,847千円</td> </tr> </table> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">30,847千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">27,830千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">2,883千円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	その他(機械及び装置)	47,208	23,210	23,998	その他(工具器具及び備品)	193,261	68,519	124,742	無形固定資産	7,060	2,036	5,024	合計	247,530	93,766	153,764	1年内	45,261千円	1年超	112,586千円	合計	157,847千円	支払リース料	30,847千円	減価償却費相当額	27,830千円	支払利息相当額	2,883千円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(機械及び装置)</td> <td>42,408</td> <td>18,906</td> <td>23,501</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具及び備品)</td> <td>203,685</td> <td>84,725</td> <td>118,960</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>5,332</td> <td>1,445</td> <td>3,886</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>251,426</td> <td>105,077</td> <td>146,349</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">45,404千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">105,112千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">150,516千円</td> </tr> </table> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">26,267千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">23,536千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">2,779千円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5)利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	その他(機械及び装置)	42,408	18,906	23,501	その他(工具器具及び備品)	203,685	84,725	118,960	無形固定資産	5,332	1,445	3,886	合計	251,426	105,077	146,349	1年内	45,404千円	1年超	105,112千円	合計	150,516千円	支払リース料	26,267千円	減価償却費相当額	23,536千円	支払利息相当額	2,779千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																														
その他(機械及び装置)	47,208	23,210	23,998																																																														
その他(工具器具及び備品)	193,261	68,519	124,742																																																														
無形固定資産	7,060	2,036	5,024																																																														
合計	247,530	93,766	153,764																																																														
1年内	45,261千円																																																																
1年超	112,586千円																																																																
合計	157,847千円																																																																
支払リース料	30,847千円																																																																
減価償却費相当額	27,830千円																																																																
支払利息相当額	2,883千円																																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																														
その他(機械及び装置)	42,408	18,906	23,501																																																														
その他(工具器具及び備品)	203,685	84,725	118,960																																																														
無形固定資産	5,332	1,445	3,886																																																														
合計	251,426	105,077	146,349																																																														
1年内	45,404千円																																																																
1年超	105,112千円																																																																
合計	150,516千円																																																																
支払リース料	26,267千円																																																																
減価償却費相当額	23,536千円																																																																
支払利息相当額	2,779千円																																																																

[次へ](#)

(有価証券関係)

有価証券

時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間会計期間末 (平成18年8月31日)	前事業年度末 (平成18年2月28日)
	中間貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	4,425	4,425

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

		当中間会計期間末 (平成18年8月31日)			前事業年度末 (平成18年2月28日)		
対象物の種類	取引の種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
金利	キャップ取引	5,250	480	4,769	5,250	800	4,449

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自平成18年3月1日 至平成18年8月31日)

当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員87名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式636株
付与日	平成18年4月21日
権利行使期間	自平成19年11月30日 至平成27年11月29日
権利確定条件	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません
権利行使価額	1株につき 179,864円
付与日における公正な評価単価	

(注) 平成17年10月20日の分割後の株式数に換算して記載しております。

[次へ](#)

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)	
1株当たり純資産額	32,760.50円	1株当たり純資産額	31,283.56円
1株当たり中間純利益金額	1,476.94円	1株当たり当期純利益金額	1,265.93円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	1,317.19円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,186.39円
<p>当社は、平成17年10月20日をもって普通株式1株に対して普通株式4株の割合で株式分割を行いました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については以下のとおりとなります。</p>			
		1株当たり純資産額	13,102.32円
		1株当たり当期純利益金額	2,224.99円
		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,959.76円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益金額(千円)	127,820	99,046
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	127,820	99,046
期中平均株式数(株)	86,544	78,240
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額		
中間(当期)純利益金調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-	-
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	-	-
普通株式増加数(株)	10,496	5,245
(内転換社債)	-	-
(内新株予約権)	(10,496)	(5,245)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数613個)	

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)																																													
<p>株式取得による会社の買収</p> <p>当社は、平成18年9月1日開催の取締役会決議に基づき、東京23区内における好立地の店舗展開の確立を一挙に図る目的で下記の会社の株式を取得しております。</p> <p>(1) 株式会社エムアイフードシステム</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td>居酒屋の経営</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>総資産 1,467,007千円 売上高 1,653,959千円</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成18年9月1日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>200株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>43,000千円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(2) 株式会社ジェイエフピー</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td>居酒屋の経営</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>総資産 298,954千円 売上高 295,946千円</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成18年9月1日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>400株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>7,000千円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>(3) 有限会社カユミ食品</p> <table border="0"> <tr> <td>事業内容</td> <td>スープの製造販売</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>総資産 決算1期目の為、算出できません。 売上高 決算1期目の為、算出できません。</td> </tr> <tr> <td>株式取得の時期</td> <td>平成18年9月1日</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>60株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100%</td> </tr> </table>	事業内容	居酒屋の経営	規模	総資産 1,467,007千円 売上高 1,653,959千円	株式取得の時期	平成18年9月1日	取得する株式の数	200株	取得価額	43,000千円	取得後の持分比率	100%	事業内容	居酒屋の経営	規模	総資産 298,954千円 売上高 295,946千円	株式取得の時期	平成18年9月1日	取得する株式の数	400株	取得価額	7,000千円	取得後の持分比率	100%	事業内容	スープの製造販売	規模	総資産 決算1期目の為、算出できません。 売上高 決算1期目の為、算出できません。	株式取得の時期	平成18年9月1日	取得する株式の数	60株	取得価額	1円	取得後の持分比率	100%	<p>平成18年4月21日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに平成17年11月29日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、当社の従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新株予約権発行の日 平成18年4月21日 新株予約権の発行数 636個 新株予約権の目的たる株式の種類および数 当社普通株式 636株 新株予約権の発行価額 無償とする。 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 1株当たり 179,864円 <p>(注) 1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日(平成18年4月21日)が属する月の前月の各日の名古屋証券取引所における当社普通株式の最終価格(以下、最終価格という)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が新株予約権の発行日の最終価格を上回りましたので、最終価格の平均値と致しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使により発行または移転される株式の総額 114,393,504円 新株予約権を行使することができる期間 平成19年11月30日から平成27年11月29日まで 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れる額 1株当たり 89,932円 新株予約権の割当を受ける者及び発行数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>割当対象者の区分</th> <th>人数</th> <th>新株予約権の発行数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社従業員</td> <td>87人</td> <td>636個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>87人</td> <td>636個</td> </tr> </tbody> </table>	割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数	当社従業員	87人	636個	合計	87人	636個
事業内容	居酒屋の経営																																													
規模	総資産 1,467,007千円 売上高 1,653,959千円																																													
株式取得の時期	平成18年9月1日																																													
取得する株式の数	200株																																													
取得価額	43,000千円																																													
取得後の持分比率	100%																																													
事業内容	居酒屋の経営																																													
規模	総資産 298,954千円 売上高 295,946千円																																													
株式取得の時期	平成18年9月1日																																													
取得する株式の数	400株																																													
取得価額	7,000千円																																													
取得後の持分比率	100%																																													
事業内容	スープの製造販売																																													
規模	総資産 決算1期目の為、算出できません。 売上高 決算1期目の為、算出できません。																																													
株式取得の時期	平成18年9月1日																																													
取得する株式の数	60株																																													
取得価額	1円																																													
取得後の持分比率	100%																																													
割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数																																												
当社従業員	87人	636個																																												
合計	87人	636個																																												

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日)</p>															
<p>子会社への貸付金</p> <p>当社は、子会社となりました株式会社エムアイフードシステムへ運転資金として、下記のとおり貸付を行いました。</p> <p>金額 500,000千円 貸付条件 年率 2.5% 実施時期 平成18年9月1日 返済期日 平成19年8月31日</p> <p>子会社の設立</p> <p>当社は、青果物等の一括仕入れを行い仕入原価低減効果を図るため、平成18年9月12日に株式会社柚屋を設立いたしました。</p> <p>商号 株式会社柚屋(ユズヤ) 主な事業内容 青果物・農畜産物の卸販売及び加工 設立年月日 平成18年9月12日 本店所在地 東京都港区台場二丁目2番1号 代表取締役 秋井 崇志 出資の額 20,000千円 出資比率 当社100%</p> <p>資金の借入</p> <p>当社及び子会社の借入金をとりまとめ、管理の効率化と金利の固定化を目的として、下記のとおり資金の借入を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="92 1120 722 1317"> <thead> <tr> <th>借入れ先の名称</th> <th>みずほ銀行</th> <th>三井住友銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入額</td> <td>400,000千円</td> <td>300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入条件</td> <td>固定 1.769%</td> <td>固定 1.800%</td> </tr> <tr> <td>借入実施日</td> <td>平成18年9月29日</td> <td>平成18年9月29日</td> </tr> <tr> <td>借入返済期限</td> <td>平成23年9月20日</td> <td>平成23年9月29日</td> </tr> </tbody> </table>	借入れ先の名称	みずほ銀行	三井住友銀行	借入額	400,000千円	300,000千円	借入条件	固定 1.769%	固定 1.800%	借入実施日	平成18年9月29日	平成18年9月29日	借入返済期限	平成23年9月20日	平成23年9月29日	
借入れ先の名称	みずほ銀行	三井住友銀行														
借入額	400,000千円	300,000千円														
借入条件	固定 1.769%	固定 1.800%														
借入実施日	平成18年9月29日	平成18年9月29日														
借入返済期限	平成23年9月20日	平成23年9月29日														
<p>子会社へ資金の貸付金</p> <p>当社は、子会社(株式会社エムアイフードシステム)の借入金をとりまとめ、管理の効率化と金利の固定化を図るために下記のとおり貸付を行いました。</p> <p>金額 600,000千円 貸付条件 年率 2.0% 実施時期 平成18年10月17日及び平成18年10月20日 返済期日 平成19年8月31日</p>																

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成17年9月1日 至 平成18年2月28日）平成18年5月31日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成18年9月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月24日

株 式 会 社 一 六 堂

取 締 役 会 御 中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 本 保 範	印
------------------------	-----------	---------	---

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	瀬 戸 卓	印
------------------------	-----------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社一六堂の平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社一六堂の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会社は、平成18年9月1日開催の取締役会決議に基づき、株式会社エムアイフードシステム、株式会社ジェイエフビー及び有限会社カユミ食品の株式を取得している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。